

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポ幡ヶ谷九〇四 電話(03)337714649 FAX(03)329915367
振替 〇〇一〇〇一九一五八四三一 労金 中央労金本店 No.1154163

購読料 月額600円 6ヵ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

戦争法から憲法改悪へ

滝野 忠……………2

政治、外交、戦争

編集部……………3

—朝鮮半島めぐる六ヶ国協議について—

組織拡大が課題の第一に……………5

—労働組合前半の特徴(下)—

◇資料◇

憲法の論点について(連合「国の基本政策検討作業委・中間報告」)……………9

誤った「革命論」から国家論を改ざん……………11

—日本共産党綱領改訂案について(下)—

「三都議と展転社に謝罪と反省を求める会」に賛同を 大野 昭之……………13

読者からのおたより……………14

旬刊 社会通信

NO. 878

二〇〇三年九月一日号

二〇〇三年九月一日発行
(毎月一日・二日・三日三回発行)

戦争法から憲法改悪へ

「幽霊」政権 小泉政権は奇妙な政権だ。自民党は結党（一九五五年）以来、非自民の細川連立政権（一九九三年八月九日～九四年四月二五日）、羽田政権（九四年四月二八日～六月二五日）、そして社会党を飲み込んだの村山政権（九四年六月三〇日～九六年一月十一日）のごく一時期を除き、権力を独占しつづけた。歴代総理は自民党、そして己の支配する派閥を基盤に権力者となった。

小泉は自民党内に強い基盤はない。権力者となるための準備、勉強もなかった。したがって、一国の舵を取る戦略、それを実現する司令塔もない。まるで宙をさまよう足のない「幽霊」内閣だ。その「幽霊」内閣が中曽根内閣以来の「規制緩和・行政改革」路線である、「国から地方へ、官から民へ」という民間主導型社会に変える」の流れに乗って、これまで自民党がやりたくてもできなかったことを、あつという間に実行してしまった。

小泉の政治手法はといえば、野党は恐るるにたらずと、己の所属する一所属するどころか、彼は総裁であるにもかかわらず——自民党内に「敵」をつくり、民間政治臨調（現21世紀臨調）が政・財・官・労・学・マスコミを総動員しつくりあげ、「抵抗勢力」対「改革勢力」の風に乗っかるだけである。

憲法改悪を指示 戦争法である有事法制、イラク支援法が国会を通過して、たったの一ヶ月。小泉は八月二六日、自民党に憲法改悪案をつくるよう指示した。改悪の眼目は、「本当に自衛隊は軍隊ではないのか。自衛隊には戦力がないのか。常識的に考えておかしい。自衛隊は軍隊であり戦力だ。だから戦力である自衛隊を軍と憲法で認めるよう変えなければならん」というのである。

これは詭弁である。自衛隊が軍隊であり、戦力であることはだれでも知っている。憲法はこれを否定している。だから、憲法九条をめぐる、これまで激しい論争がおこなわれてきたのである。

自民党議員、権力者たちは日本国憲法制定の日から、「軍隊、自衛権のない国は、ふつうの国」ではない」と、日本国憲法の理念と理想、その実現を教育に託した教育基本法改悪を求めてきた。憲法と教育基本法の理念は「非戦・非武装」国家論、それにたいし彼らの主張は「軍隊、自衛権・交戦権」国家論をイデオロギーである。

憲法改悪の主張は一九六〇年代まで「押し付け」憲法論が中心であった。鳩山、岸両内閣の改憲論が大衆運動でつぶれ、高度成長時代以降、憲法九条をめぐる論議の質は変わった。その契機は三つである。

第一は日本の生産力は大きくなり身体に日本国憲法という上着は合わなくなった。第二は自衛権は国家固有の権利で国際法上も否定されていないとの主張の強まり。これがもっとも重要なことだが、第三は労組、政党再編で「非戦・非武装」のイデオロギーの力が弱まり、「軍備、交戦権」のイデオロギー対立がなくなったということは「軍備・交戦権」イデオロギーが社会通念とされてしまったという、「現実」の反映である。それをもっともよく示すのが、有事法制、イラク支援法の国会論議であり国会通過であった。

自民党は憲法調査会を党内につくり、憲法改正作業をすすめてきた。その延長線上に、

〇〇年に衆参両院に設置された憲法調査会があり、憲法改悪を主張しつづける読売憲法調査会もある。今年五月末、自民党憲法調査会は「自民憲法改正要綱案」をまとめている。同案は①自衛権、②他国との同盟、③国防軍の保持を柱とし、④国家緊急事態（戒厳令）宣言、⑤国民の国家防衛義務を柱とする。こうしてみれば、小泉の改悪案作成指示は決して唐突なことではなく、予定の行動なのである。

自治労が憲法論議開始へ 小泉の憲法改悪論と時を合わせるかのように、自治労が八月二十六日から開く大会方針「政治活動の推進」に「憲法改正問題の取り組み」の項を設け、自治労として憲法問題など国の基本政策検討の委員会を設置し、憲法で論議をすすめるとした。小泉の改悪指示より、これはもつと深刻な問題だ。その方針とは――

①憲法前文と第九条で規定する憲法の積極的平和主義理念に立って、国連憲章を基本に、安全保障のあり方について検討します。第九条に抵触する集団的自衛権については、解釈変更を許さない視点で取り組みます。

②労働権、環境権、外国籍市民の人権保障、平和と安全保障、地方自治などの時代の変化に対応した新たな課題については、憲法の有効性を高め、市民生活に活かす観点から個別に論議を深め、連合へ意見反映を行います、というもの。

連合は一昨年一月から三役を構成員とする「国の基本政策検討委員会」をつくり、論議をつづけ、このほど第一回報告が提出された（資料参照）。そのポイントは昨年二、三月にかけて21世紀臨調が相次いで提案した①国の外交・安全保障、②国会、内閣、司法、地方自治などの統治機構、③国民の権利と義務についての中間報告に沿った内容だ。ちなみに、21世紀臨調の主要構成組織はユニオン連合と経団連である。

小泉は自民党憲法改悪案を結党五〇年である〇五年十一月までにつくるよう求めている。この年には衆・参の憲法調査会が最終報告を出す。自治労が憲法論議を組織内でも開始するということで、「時はいつか」と手ぐすね引いて待ち受けていた改憲論を全面的にぶち上げたい諸勢力がいつせいに改憲への世論誘導を強めるにちがいない。

自治労には正しい方向での論議を望みたい。（滝野 忠）

政治、外交、戦争

――朝鮮半島めぐる六ヶ国協議について――

戦争は別のかたちでの政治の継続であり、外交は政治的利害を交渉でぶっつけ合、別の「戦争」の場である。だから、外交ではその国の「エゴ」が前面に出、味方をふやし、敵を分断するためにあらゆる戦術が駆使される。

朝鮮半島の平和と安定を目的に北京（中国）で、六ヶ国協議がおこなわれた。六ヶ国とは朝鮮の二つの国、いまだに朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮と略）と国交のない米と日、北朝鮮建国以来親しい関係にあったロシアと中国である。

朝鮮半島は朝鮮戦争勃発（一九五〇年六月）とその終戦協定調印で（一九五三年七月）に北緯三十八度線で分断された。終戦協定の調印国は米中朝三ヶ国で、韓国は休戦に反対して調印していない。こうした歴史的経緯から北朝鮮は韓国からの米軍撤退（韓国駐留の国連軍とは名のみで、在韓米軍は三万六五二〇人）、朝米平和協定を求めてきた。それになりたいし、米は米韓主導で終戦協定を南北の平和協定に変えることをめざした。しかし、米

朝の対立で九九年（六回の協議のあと）にお蔵入りとなった。

朝鮮半島は、ブッシェが大統領になった二〇〇一年以降、朝鮮戦争時にも匹敵する事態が醸成されている。ブッシェは北朝鮮に厳しい姿勢で臨み、〇二年一月二九日、初の一般教書（施政方針）演説で、北朝鮮を「悪の枢軸」と呼び敵対政策を鮮明にしたからである。ブッシェは敵対政策の理由を、①米朝枠組み合意（九四年十一月）破綻、②核拡散防止条約（NPT）、国際原子力機関（IAEA）からの脱却を北朝鮮が宣言したこと、③ミサイル実験、核開発疑惑としたのである。

ブッシェは対テロ戦争を開始し、アフガニスタン、イラクへとたてつづけに侵略し軍事占領、植民地化した。北朝鮮が「核兵器の保有」、「使用済み核燃料の再処理着手」を言明、通告したのは、こんな情勢からだった。北朝鮮はイラク戦争から①強力な軍事力があつて国は守れる、②核抑止力を備える権利があるを教訓としたことから上記の発言、通告となつたのであろう。

六ヶ国協議は北朝鮮に大きな援助をおこないもつとも信頼の厚い中国が根回しし、おこなわれることになった。中国最大の政治課題は経済的成長を維持することであり、朝鮮半島の平和と安定は絶対的条件、さらに米を中心とする先進資本主義国からの投資は不可欠で、投資を呼び込むためにも北朝鮮との国際協議開催、朝鮮半島の安定は必要となる。中国ほどの存在感はないが、ロシアの状況も同じようなものである。

六ヶ国の主張は異なる。中国、ロシアは今のべた事情に加え、北朝鮮建国以来の歴史、そしてなによりも国境を接する。日米韓三国は①核計画の検証可能かつ再開不可能な廃棄、②核放棄を確約しない限りいかなる支援にも応じない、との原則を再三再四確認した。しかし、この三ヶ国には原則を実行、実現する手法では相違がある。

米は核廃棄をすべてに優先させ、「戦争も辞さず」の構えをちらつかせる。韓国は「平和的に解決」を強調する。日は「包括的解決には拉致問題の解決が必要」とする。韓国は三八度線で国境を接するばかりか、同一民族・家族が分断されつづけてきたのだから、「平和的」は譲れない一線だ。

これにたいし北朝鮮の主張は三点であった。第一は、米の対北朝鮮敵視政策の転換が問題解決の条件とし、敵視政策放棄への政策課題として米に①不可侵条約締結、②外交関係樹立、③他国の経済協力を妨害しないことの三つを求める。

第二は、米が敵視政策を放棄しないかぎり、北朝鮮も核抑止力を放棄しない。

第三は、敵視政策転換と核問題の解決は同時行動の原則で実現されるべきで、敵視政策放棄の前には、核施設への早期査察はありえない。

米が北朝鮮の主張を受け入れることは絶対でない。ならば「交渉決裂」かといえればそれもない。米は中口に根回しを要請し、北朝鮮は中国に恩がある。中国は米と北朝鮮の仲介役として、交渉継続を最大の成果、目的としていることは間違いない。六ヶ国協議では米朝、日朝の秘密外交もおこなわれたという。おそらく協議継続への条件が話し合われたにちがいない。

朝鮮半島問題はこれまでの米中朝三ヶ国協議から六ヶ国協議へと発展した。「協議のプロセス継続」を決めた。次回交渉までに世界がどう動くのか。それらを頭におきつつ、これから朝鮮半島の平和と安定の問題を考えていきたい。

（編集部）

組織拡大が課題の第一に

—労働組合大会前半の特徴(下)—

連合の動向について

政治方針 第八回大会の焦点は政治方針、国の基本政策(安保・外交・憲法)のあり方にあるようです。連合は一九八九年の結成時から十年後の一九九九年に、政治方針を改訂してきました。

今回の見直しの特徴は連合の政治方針の根本である①二大政党的体制の確立を目指す、②民主党基軸は変更しないとしながら、①政界再編成や政権構想の確立はあくまで政党、政治家自らが責任をもっておこなうこと、②政党支持については政治状況の変化に即応するための政治方針本体とは切り離しあつかい、具体的な政党・政治家との関係は政党を特定しない、目的を政策要求の一致、政治家の資質、選挙対応は民主党公認候補すべて推薦することはないとしていることです。

政党支持政策の大きな変更です。一言でいえば、民主一党支持ではなく自民党をも支持の対象にすることです。連合は政労資でいくつかの合意を結んでいます。日本経団連との定期協議も年三回が予定され、自民党との定期協議もおこなわれています。

連合にすれば己の政策が実現できる政党、組織、政治家個人を支持するといいたいのです。こうした主張が出てくるのも当たり前です。連合の中心勢力であるJCのものもとの政治方針は産業・企業政策を推進してくれる政党、政治家です。連合結成から十三年を経て、旧総評に属した組合はJCや同盟系組合に吸収合併されたり、かつての「闘う」路線を放棄してしまっていますから、連合中心組合の生(なま)の方針が出てきたというわけです。

そればかりではありません。政党もすっかり再編成され姿を大きく変えてしまいました。自民と民主・自由両党に政策の違いがあるでしょうか。民主と自由が合併することになりました。民主自由党、ひっくり返せば自由民主党です。これではだれの目にも第二自民党は明らかで、選挙に勝ち目はありません。民主が自由を吸収し、新しい政党が「民主党」と名付けられた本当の背景です。

政策にいや政党名にすら実質がいがない政党を「一党支持」することは容易じゃないということ、新たな政治方針が提案されることになったというわけです。

国の基本政策 国の基本政策の見直しについても無視することはできません。連合は社会経済生産性本部の構成組織として、この問題について財界、政府、官僚のめんめんと論議をくり返しています。その到達点は①自衛権・自衛隊は国家の固有権利として認める、②改憲については未成熟だから組上にのせるにはまだ早いというもので、この方針がさらにどう加速させられるか焦点でした。報告は「これについて、その立場を再確認すべきという意見と、状態の変化に応じてこれを見直すべきとの意見があった」と述べ、全面的見直しにはまだ一步距離をおいています(資料参照)。

連合の方針は「参加、提言、改革」という全面的な政労資三者協議です。それは○三春闘で①政策制度は連合の責任、産別の協力、②労働条件は産別の責任、連合の調整という

路線、統一要求基準を連合は出さないと考えにあらわれています。

全労連の動向

もう一つのナショナル・センター全労連の動きはどうでしょう。全労連は連合結成とほぼ同時に「反連合」を旗印につくられました。しかし、この十四年間に量が増えず、質においても大きく変わって来ています。

全労連は七月末、評議員会―これは大会が隔年になった結果、大会方針の補強と具体化をめざしておこなわれたもの―をおこないました。中心テーマは「組織拡大基金の具体化」です。これは二億円の組織拡大基金をつくり、二〇一〇年までに「五百万全労連」とする「壮大」な目標にもとづくものです。

二億円の組織拡大基金で①十人前後の全国オルグ配置、②地方組織化体制の整備、③当面三年間で六十万人拡大を目標ととしています。二億円の捻出方法については①宣伝調査三〇〇〇万円は一般会計からくり入れ、②オルグ要員十人七八〇〇万円は月あたり一人十円、③六年までの特別会費、④地方組織拡大一億円は一口一〇〇〇円以上のカンパ十万人を目標とするというものです。

秋からの運動方針では①リストラ反対の拠点闘争に国立病院定員外職員の雇用継続を位置づけ、国鉄闘争、NTT闘争とともにたたかうとしています。ちなみに、国鉄闘争の課題はILON新勧告を生かし、政府交渉実現を追求するというものです。

全労連の方針案の特徴は味方を励ますという意味からでしょうが年金大改悪、消費税増税阻止、平和と民主主義擁護、国政革新で秋(十一月中旬)にストライキを含む全国統一行動をおこない、〇四春闘では「大規模な国民的ストライキを計画」するとしています。

全労連の今の方針の特徴をもっとよく示すのが、公務員制度改革への態度で、「民主的公務員制度確立を求め、誠意ある労使交渉、労使協議機関の設置と全労連参加を強く迫る」としているところです。全労連の社会的影響力を強める道は政府等の各種会議への参加とし、これを主要課題の一つとしています。共産党の綱領改訂問題にもあるように、共産党の方針は改革を進め、つねに勝ちつづけること、そのためには共産党の見解を社会的世論とするためにも「参加は必要条件」というわけです。

全労協

ナショナルセンターの一角を形成するのが全労協です。全労協は「連合に行かない、行けない」組合が、連絡協議会としてつくりました。中心組合は国労でした。したがって、全労協は結成以来、「国鉄闘争勝利」を団結の支えとして運動してきました。

しかし、国労が四党合意で国鉄闘争の幕引きに舵を切ったことで、全労協の団結のよりどころは薄くなってしまったというのが現状で、全労協は結成以来もつとも困難な時期をむかえているといつて過言ではありません。

労働運動全般の特徴

労働組合運動全般の特徴は第一は、参加・改革・提言を基調に、「参加」型労働運動が

顕著になっていくことです。この背景には①「たたかう」労働運動の影響力の弱まり、②インフレからデフレへの経済情勢の大転換、③産業・業種・企業の範囲をこえたすさまじい競争、④労働組合の社会的影響力の減退などがあります。

第二は、組織率の減少を組織拡大・組合員範囲の見直し、女性をはじめパート、派遣、オンコール（呼び出し）労働者の待遇改善、雇用の機会均等を運動の柱としていることです。これは官民間問わずすべての労働組合に共通しています。

第三は、労働組合の組織率減少は、組合財政を直撃します。そこでおこなわれているのが①産別再編成、②組合の機構改革、③組合費の引き下げ等の動きです。この試みは財政に見合った組織体制ということになり、専従役員・書記の減員、組織対策費―教宣、学習関係費、オルグ関係費の引き下げで、労働組合の根本が弱められてしまうこととなります。

そこでこの穴埋めをすると同時に社会的影響力を大きくしたいとの主観的願望から推し進められているのが産別再編成です。

第四は、春闘に典型ですが賃上げ、労働条件向上のための目に見える闘いがほとんど皆無になってしまったことです。この背景に「企業なくして労働組合はない、だから、企業の存続発展に労働組合はパートナーとして参画しなければならぬ」「利潤を生み出してから要求しよう」というのです。この考え方が「参加・提言・改革」路線の根本です。

第五は、亡霊がよみがえったようなすさまじい政治反動に、労働組合が本気でたたかう構えを示していないことです。

郵政公社の組合では

郵政の二つの組合ではすさまじい大合理化―郵政公社化、アクションプラン、新人事制度等―にすべて賛成。しかも、全通大会と全郵政大会が日時は同じに設定されました。

連合会長は両大会に出席（全通は午前、全郵政は午後）し、「表紙を変えれば中味は同じ。おん念を越え統一を。連合の郵政組合は一つになれ」と檄をとばしています。さらに両組合ともに郵政公社総裁をご招待。全通は「これまで以上の労使パートナーシップ」、全郵政は「労使は運命共同体」を訴えていたのが特徴です。全通方針では①組合費減額、②組合名称変更が提案され、秋には臨時大会を開き、名称変更がおこなわれることが決定されました。

全通では数年前まで大会方針への一票投票で約三分の一ほどの反対票がずっと出されておりました。しかしこの数年間は一〇%台前半で昨年、一昨年は一一%強でした。ところが今年の大会では一挙に倍増し二四・七%にはね上がりました。

J R 会社組合では「労労」問題

J R 三労組の中心は労働条件問題もさることながら、「労労」問題でした。J R 総連は「革マル支配」の労働組合といわれ、その中心はJ R 会社のガリバーであるJ R 東労組といわれます。この遠源は国鉄分割民営化攻撃の最終局面で、革マル支配の組合といわれた動労が一夜にして「分割民営化賛成」に寝返ったことによりです。

今の焦点はJ R 東からどう革マル支配を排除するかで、J R 連合と国労が手を携え、J

R東会社の「民主化」闘争を展開するといった状況です。JR連合と国労が手を携えても、JR連合の主張は「国労さんは、いわゆる『国鉄闘争』と早く手を切りたいのでしよう。早くこっちにいらっしやい。さもなければ、国労を組織拡大のターゲットにしますよ」との姿勢です。

これにたいし国労は「早く行きたい。しかし、先駆けした人物が出てしまった。彼らの後陣として行くにはプライドが許さない。一部闘争団を始末し、国労を連合体化してから参加したい。それまで待つてくれ」との態度のように思われます。

国労は四党合意ですべての闘いを放棄し、四党合意破たん後もたたかう姿勢と方針を放棄しつづけているのですから、国労執行部の意図は明らかです。とはいえ、国労は他労組にない組織事情があります。第一に現場組合員の国労への強い想いです。それは他労組のだけれど「こんな差別を受けながら国労に所属するなんて、わが組合では考えられない」との言葉にあらわれています。第二にこれまた他の組合にはない複雑な組織事情です。国労は共産党系組合員と社会党系組合員が協力したたかいを組織し、組合を運営してきました。共産党系活動家、旧社会党系活動家の間で四党合意について意見は分裂しています。四党合意を推進したのは共産党、社会党系の主流派です。勢力比はおおよそで彼らが三分の一ずつで、両党派の反対派が三分の一といわれます。たいへん微妙な力関係のもとにあるわけで、共産党主流派は旧社会党主流派「共同」しながら、彼らを悪者にし、あわよくば「国労の看板をいただきたい」と考えています。他方、JR連合と仲良くしていきたいとする旧社会党の主流派は、JR連合から「共産党系をどうするの」といわれていると想像されます。

産別再編にまた大きな動き

産別再編問題が焦点になったのが私鉄総連の大会です。交通関係労働組合―私鉄総連、全自交、交通労連、運輸労連の四単産―が「統合」協議を開始して約四年になります。私鉄総連は昨年、産別合同をテーマに開かれた臨時大会で「産別合同」を決定しました。その時の内容は「産別合同の中で産別統合に向けて協議する」というものでしたが、四単産は四月「今後の産別合同・統合の進め方について」との文書を確認しました。その内容は〇五年に産別統合を明確にし「産別合同をおこなう」というもので、「なんでこんな方針になったのか」「約束が違うではないか」が議論になりました。

これにたいし、本部は①今大会以降に全国オルグを行い、地連、単組そして職場組合員の意見を方針にいただき、その結果を受けて〇四年大会で基本的な内容について提案する、②統合は私鉄がなくなる、連合加盟よりたいへんなこと。後になって後悔することのないよう、冷静に慎重に判断するとしています。

他の三組合も同じ方針を論議して決定していますから、交運四単産は〇四年「合同」、〇五年「統合」をめざして動き始めたことになります。

この他、本誌の読者もつとも注目していらっしやるにちがいない労働組合である全国一般でも八月末の大会で「組織統合」方針が提案されます。今大会で自治労との統合協議を正式に開始し、できるだけ早く自治労との統合をなしとげたいというものです。

政治闘争

運動方針には平和、憲法問題がいろいろに書かれています。しかし、この間おこなわれたさまざまな有事故制、イラク戦争反対の集会に労働組合の旗はほとんど見られませんでした。ここに日本の労働組合の政治への態度があるというわけです。

◇資料◇

憲法の論点について（連合「国の基本政策検討作業委・中間報告」）

（労働権関係）

一、労働権は、憲法の柱である基本的人権の一つとして、二七条（勤労の権利、労働条件の決定、児童酷使の禁止）、一一八条（労働三権）に規定されている。また、二五条に規定される生存権、国による社会福祉義務も重要であり、それぞれが高い意義をもっている。

一、労働権に関する最大の課題は、公務員制度における労働基本権の制限が、憲法の趣旨に反していることである。また、男女間の賃金格差、「過労死」の問題なども深刻な課題であり、早急な改革が求められている。

一、労働権の強化に向け、経済社会の変化を踏まえた検討が必要である。なかでも、勤労の権利の確保、職業能力の尊重と開発、雇用の平等と労働者の人格尊重などについての検討が重要である。また、福祉の水準の引き上げなど社会権の強化についての検討が必要である。

（新しい人権、権利）

一、基本的人権は、憲法の支柱の一つであり、現在の規定はそれぞれが高い意義をもっている。基本的人権をめぐる主な論点は、憲法の趣旨に反する状況の改革と、環境権、プライバシー権、知る権利などの新しい権利の確保にある。

一、基本的人権の趣旨に反する状況として、就職差別などの問題があり、早急な改革が求められる。

一、環境権、プライバシー権、知る権利については、一三条（幸福追求の権利）など現行の規定から導かれるとする見解と、その確立のために、憲法に明記することが望ましいとの意見がある。これらについて、基本的な権利の確保の観点から検討を進める必要がある。

（行政と国会）

一、憲法は国の統治機構について、国会については二四条の条文、内閣については一一条の条文で規定している。国会の憲法調査会では、国会、内閣や政党のあり方、二院制や選挙制度の見直し、首相公選制の導入の是非などに関して数多くの論議が行われている。

一、検討すべき重要な課題として、政党の位置づけ、二院制のあり方、選挙制度などがある。行政と国会の民主的な改革の視点から、検討を進める必要がある。

（司法制度と裁判所）

一、憲法は、司法制度と裁判所について七つの条文（第六章・司法）で規定している。司法制度に関しては、司法制度改革の動きや、労使間の諸問題、とくに個別労使紛争の激増

への対応などの重要な論点がある。

一、検討すべき課題として、憲法裁判所と労働裁判所の設置に関する問題がある。現在の憲法裁判には多くの問題があることから、その改革に向けて検討を進めるべきである。また、労働裁判所の実現と適切な運営が求められる。

(地方自治)

一、憲法は、地方自治について、その原則、議会の設置、直接選挙、団体の機能などを規定している。主な論点としては、地方自治のあり方、地方税財源の強化、住民投票制度などがある。

一、道州制については制度内容を明確にしたうえで検討が必要。連邦制は地方自治を超えた問題である。地方自治の強化のために課税自主権や地方財政に関する基本原則を憲法に規定すべきという主張があり、検討が必要である。

代議制民主主義の補完システムとしての住民投票制度については、現行制度と整合性、投票結果に関する拘束力、全体利害と個別利害などの調整、地方自治と分権のあり方などを含め多角的に検証・研究を求めていく。

一、また「地方自治基本法」を制定すべきとの考え方もある。

(安全保障)

一、国の自衛権と自衛隊の位置づけ、日米安全保障条約については、一九九九年十月改定の「連合の政治方針」の内容を確認した※。また、日米新ガイドライン、テロ対策特別措置法に関して、問題点等を指摘したこれまでの連合見解や事務局長談話の内容を確認した。

一、緊急事態制については、基本的には必要としつつ、二〇〇三年に成立した法律は、民主党等による大幅な修正が行われたが、指定公共機関や自治体に多くの組合員を有する立場から、疑問点を解明しさらに論議を深めるべきとの連合の見解、談話などを確認した。

一、国連の平和維持活動(PKO)については、基本的にはその意義を評価するが、わが国の協力に関して、連合は一九九一年に三原則・二方針、すなわち、①平和憲法の遵守、②集団的自衛権の行使、③国連中心主義を原則に、非軍事・非武装の立場から行うべきとの連合の対応を確認している。これについて、その立場を再確認すべきという意見と、状況の変化に応じてこれを見直すべきとの意見があった。

一、国連憲章第五一案に規定される集団的自衛権については、外国が攻撃された場合、わが国が当該国あるいはその周辺で武力を行使することは断じて容認できないとの見解で一致した。

※(自衛権) 国際ルールとして、自衛権は独立国家固有の権利であることを確認する。

※(自衛隊) 自衛隊は専守防衛、徹底したシビリアンコントロール、非核三原則を前提としてこれを認め、今後のあり方として縮小の方向を指向する。

※(日米安全保障条約) 日米安全保障条約がこれまで果たしてきた役割を評価して、日米関係を重視する立場から今後も維持する。一方では、著しく沖繩に偏った基地提供のあり方や日米地位協定の見直し等、その速やかな是正は国民的課題である。

誤った「革命論」から国家論を改ざん

—日本共産党綱領改訂案について(下)—

二〇世紀の「社会主義」を清算

世界情勢の見方については、一言でいえば「思想的錯乱」という他ありません。前号で述べた帝国主義論の「新見解」はその典型。ソ連社会主義については、かつての日ソ、日中、中ソの激しい論争があったこともあるのだろうが、①ソ連は歴史的な巨悪、②官僚主義・専制主義—私などは日本の官僚主義の方がもっと悪質と思われる—と、もうこれ以上ない過激な言葉で批判し、「(ソ連崩壊は)世界の革命運動の健全な発展への新しい可能性を開く出来事」と臆面もなくいい放つ。

社会主義ソ連が二〇世紀の世界史上はたした役割を一顧だにしていないことである。ソ連の社会主義なくして、キューバは民族革命から社会主義への発展があったであろうか。そして、こんにちのキューバが存在しえたであろうか。否だ！ キューバはソ連の社会主義的経済援助、ソ連という資本主義とは異なる社会体制の存在があったからこそ、革命から今日まで社会主義という国家体制を維持しつづけてきたのである。

キューバには官僚制も専制主義もない。大臣、党の高官といえども一般国民との間に格差はない。食料、日用品を得るためには、国民とともに行列をつくる。キューバでは、マルクスやエンゲルスが「これぞ社会主義システム」とした、フランスのバリ・コンミューンの政策が生きてきたのである。こうした、社会主義的システムが帝国主義国の巨悪アメリカのわずか百六十キロを隔てるだけの人口わずか二千万の国でつくられたのはソ連という国の存在と、キューバ人民に社会主義への自由な精神があり、それをキューバ共産党が育(はぐ)くんできた結果である。ソ連崩壊前夜とその後、キューバがどんな状況におかれたかは、カストロがじつに率直に語っている(本誌第八七六、八六五号参照)。

「国連憲章」は評価たりうるか

共産党にとつて、世界情勢は評価しえるものはない。なにを評価するのか。国連憲章というのだ。国連を支配しているのはだれか。常任理事国だ。アメリカを筆頭に仏と英、それに中国とロシア。英は米の小判鯨、仏は米に対抗する大欧州を独と手をたずさえてめざす。中、口は米や日、独仏英からの資本導入で権力維持、口は共産党解党で、中は共産党の「開発独裁」でひたすら資本主義立国をめざす。

国連は今、一八九ヶ国で構成される。ほとんどが発展途上国で、G7の国ぐにと利害を異にする。国連は社会主義体制との共存という新しい世界秩序のもとでつくられた。そして今、その条件はソ連崩壊とともにくずれ去った。国連は、したがってG7の利益共同体となった。この国連を共産党は「平和の秩序」という。いかに、現情、世界情勢無視の見方であることか。

イラク国民がイラクの国連出先機関に攻撃をかけた。国連が米の代理を果たしているからだ。国連は米のイラク攻撃に積極的には関与しなかった。ならば、国連を無視した米に国連は米と一線を画すと、イラクの統治をまかせればいいのである。しかし、国連は米の

意向にそってイラクでの活動を開始した。フセインがイラクでどんな蛮行を働いたかは別に、イラクではフセイン支配下以上の生活苦が国民に襲いかかっている。生活苦をもたらししたのは米の占領、それに味方する諸国と国連であると、イラク国民に敵対する勢力を帝国主義的侵略者とみなすのだ。

安保、自衛隊、天皇は現状容認

共産党の当面の政治目標は民主連合政府結成、統一戦線政府樹立である。共産党が統一戦線結成のための政策とするのは①国の独立、②憲法と民主主義、③経済的民主主義である。国の独立とは「対米従属」解消。これははっきりしているが、憲法と民主主義、経済的民主主義ははっきりしない。

憲法と民主主義をいうなら、自衛隊、日米安保条約にはいついかなる時でも反対が掲げられねばならぬ。しかし、自衛隊も日米安保も民主連合政府では認めるといっているのである。認めるか否かはその時の情勢にもとづき政治的に判断すればいいのであって、今いふべきことではない。天皇制についてもそうである。第二次世界大戦前、共産党は天皇が絶対主義的権力をもつと規定した。第二次世界大戦後、権力所在は天皇からアメリカ帝国主義と変えられたが、天皇制規定は旧社会党にあつて憲法九条に匹敵するものであった。しかし、憲法の天皇条項は「将来、情勢が熟した時に、国民の総意によつて解決されるべきもの」と、現状「是認」に修正された。旧社会党の「自衛隊容認」論が社会党の解党過程を促進することとなつたように、天皇制、日米安保容認論は、共産党の分解傾向を強めずにはいないであらう。

なぜ、共産党はかくも原則を投げ捨ててしまうの。統一戦線政府である民主連合政府をつくるためには、同盟軍が必要だ。かつては、社会党があつた。しかし、統一戦線を主張しても、今では統一戦線を組む政党がない。かつての社会党は共産党の独善的性格を知りつくした上で、社共の統一戦線を中心とする統一戦線政府を主張した。しかし、社会民主党はかつての社会党ではなく、新社会党も国会議席はない。

共産党が優しく、にっこりと国民、政治勢力に、その柔軟ぶりを訴えても、共産党に答えてくれる党は一つとしてない。とすれば、社民党他の政党に、「共産党はこんなに物分りよくなりました」と、お友達を求め他なく、政策はますます物分りよくなるとうわけである。

社会主義Ⅱ共産主義へは飛躍が必要

共産党によれば、つねに勝ちつづけ、社会主義Ⅱ共産主義社会を実現するという。現代社会は議会制民主主義社会で選挙で勝ちつづければ、いつの日か社会主義に自然発生的になるといふのである。

これはおかしい。なぜかつて、資本主義と社会主義の政治・経済システムには飛躍があるからである。ちょうど、毛虫がさなぎになり、蝶に羽化するといった飛躍である。毛虫がさなぎになり羽化する状況に入っても、客観的・主体的条件いかなでは飛躍できなくなってしまう。共産党にはこの備えがないのである。というより、備えさえしようとしてない。その典型が、マルクスがエンゲルスとともに『ゴータ綱領草案』で強調したプロレタリ

ア独裁国家の排除である。共産党はプロレタリア独裁を執権に、その執権すら旧綱領から削除した。プロレタリア独裁を切り捨ててしまったのだから、一挙に社会主義＝共産主義に移行しなければならなくなる。これはまさに夢物語で、共産党が現実の運動をネグレクトする結果でもある。

「三都議と展転社に謝罪と反省を求める会」に賛同を

『「こんな偏向教師を許せるか」の著者、土屋敬之、古賀俊昭、田代ひろしの三都議と出版・展転社に対する名誉毀損・人権侵害事件訴訟に勝利し、日本の民主教育を守り抜くために――』

憲法、教育基本法に従って平和教育を推進してきた増田都子さん（当時、東京都足立区立十六中社会科教諭）に対して、都教育委員会・足立区教委・十六中学校長らは、彼女が社会科地理「沖縄県」の授業で米軍普天間基地を題材にしたNHK福岡制作のビデオを使い、生徒の感想・意見をプリントした教材を使った紙上討論授業を「反米偏向」と干渉してきた一母親に迎合して「学習指導要領逸脱」として、「減給一〇分の一、一ヵ月」という重い処分を二回行ないました。

さらに学年途中の九月から何の理由も示さず現場から引き離し、都教職員研修センターで約二年七ヵ月間の長期研修を強制しました。教師にとって最も過酷な処分でありながら、都教委は地公法上の処分ではないと言い繕い、増田さんに「思想改造」を迫りました。

しかし、増田さんは闘い抜いて昨年四月、千代田区立九段中へ現場復帰を勝ち取りました。その際、増田さんの授業に対し産経新聞が偏向報道を行ない、土屋都議（当時、都議会文教委員会副委員長）らが、「懲戒処分要求」のキャンペーンを繰り広げました。

増田バッシングの先頭に立った土屋都議は、右翼「日本世論の会」の三輪和夫会長とともに、増田さんの学区である北千住駅前で「増田教諭は犯罪人、学校から追放せよ」とデマ宣伝を展開しました。

これに対し、増田さんは土屋都議と三輪氏を相手どって名誉毀損裁判を東京地裁に提訴、最終的に土屋都議の名誉毀損が成立し、「慰謝料等三十五万円の支払い」が最高裁でも確定しました。

しかし、土屋都議らは策動を止めず、古賀、田代都議とともに『「こんな偏向教師を許せるか」という増田さんを誹謗中傷した単行本を右翼出版社の展転社から出版しました。その材料の多くが本人と都教委しか知りえない個人情報であり、増田さんに対する重大な人権侵害であり、三都議の地位利用、都教委の守秘義務違反など権力犯罪がここに集中的に露呈していました。』

増田さんは三都議の執拗な攻撃に屈することなく、昨年一月二十五日、三都議と展転社を東京地裁に名誉毀損で訴えました。私たちは勝訴を確信していますが、三都議と展転社は自らの軽率な行動の結果を恐れ「三都議と展転社を支援する会」を発足させ、藤岡信勝東大教授、小田村四郎拓殖大総長らが名を連ねています。この顔ぶれは「新しい歴史教科書をつくる会」の札付きのメンバーと一致しています。まさに平和・民主教育に対する挑

戦にほかなりません。

私たちは平和・民主教育を守り抜くためにも、この裁判に勝利しなければなりません。政府は「普通の国」になるために、憲法を踏みにじって有事法制を制定し、米英占領下にあるイラクへ自衛隊派兵を強行しようとしています。このなかで教育基本法の改悪が日程に上り、子どもたちに「愛国心」をそそぎ込もうとしています。

私たちは増田さんの闘いこそ憲法を守り、教育基本法改悪に反対する闘いの本道だと考えています。つきましては、「土屋・古賀・田代」三都議と展転社に謝罪と反省を求める会（仮称）にご賛同くださいますようお願いいたします。

（増田さんとともに平和教育を進める会 代表 大野 昭之）

◇ 読者からのおたより ◇

市政は合併モード 昨春の市長選挙出馬から一年ぶりに市議会に復帰。今の市政は懸案の各施策、財政問題などすべてが合併によって解決するかのようなムードを漂わせているように思われる。市民生活や産業、地方の発展という課題は、合併いかにかわりなく普通のテーマであるはずだ。「合併によって……」という「合併神話」にすり替えられないよう着目していきたい。（佐賀・谷口良隆）

編集部より 旅でどこでも最大の話題が市町村合併ばかり。所によってはリコール合戦も。
〇三平和展 七月一日から三日間二十一回めの「二〇〇三年平和展」。入場者約一千名、折り鶴六千四百羽。折り鶴は七月一日、広島平和公園内の「原爆の子の像」へ納めました。今年の特別展示は森住卓写真展「イラク・湾岸戦争の子どもたち」、「世界ヒバクシャ展」（後援・広島、長崎市）でした。（岐阜・K）

編集部より 資料、そして報道新聞をお送りいただき感謝。さらにご奮闘を。
「よこた通信」再開 三月八日に起こしてしまつた交通事故から四ヶ月。怪我はほぼ完治し七月から現場に出ています。身体の回復とともに、精神的にも積極性もどおりつつあります。これまで全国の間からたくさんさんの激励をいただきました。私にできることは「よこた通信」の再開と考えています。（釧路闘争団・横田 厚）

編集部より お元氣なごようすに安堵しています。たたかいはこれからです。
気構え 改革ばやりの司法界。まともに付き合う気はないが、蚊帳（かや）の外と言うのも、ちょっと寂しい気もします。時代と共に生きる気構えだけは失うまい。（弁護士・Y）

編集部より 司法改革について、その本質をえぐる原稿いただければ嬉しい。よろしく。
国労闘争団めぐり 六、七月、北海道の国労闘争団をつれ合いとともに旅。今回の旅をとおして、人生のもっとも盛んな時期を闘争に明け暮れさせた資本と自分の保身のために仲間を売り渡す「主流派」、党派的利益を至上とする「真の革新」に怒りを覚えました。またわれわれの力なさを悔しく思いました。一刻も早い解決をめざして、ともに闘っていききたい。（新潟市議・小林義昭）

すごい! 友遠方より来る。過日、新潟の小林さんが来旭、川端さんと一緒にお話を聞く機会を得ました。毎年、闘争団を激励、市議の要職をもちながらなおかつ、私たちとも寸暇の時間を！すごい人ですね。人間どう生きるか、時間をどう使うか、教えられました。素敵な友をありがとうございます。（旭川・S）

編集部より お疲れさま。まさか北海道でお会いできるとは思っておりませんでした。
誌代支払い済みですが 有意義な情報発信ありがとうございます。さて、誌代についてご案内いただいたところですが、五月三十一日浜松町で直接お渡ししたように思います。お手数ですが、もう一度ご確認いただけますでしょうか。小生相変わらず日替メニューを次々と消化する毎日です。（東京・U）

編集部より ゴメン！こんなこと今までなかったのに。五十五過ぎてミス拡大中。
政策一致ない・おかしい合併 小沢自由民主党首は、政策の一致を常日頃一番に掲げていた（筈）。それが今回のおかしな合併では、政策は民主党のもの（自由党のは捨てる）でOKという。これは、選挙目当ての野合だ。両党ともつい先頃、悪法の有事三法案に共に賛成した党だ。もうすこし、勤労者の気持ちを代弁する政党が出てきてほしい、と切望する。私も労働運動と反原発で努力をつづきたい。（東京・Y）

編集部より おっしゃるとおり。自分で汗かかなくっちゃー